

財 関 第 996号  
平成22年9月22日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う  
税関関連業務の取扱いについての一部改正について

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う船舶又は航空機資格変更手続の個別業務化等に伴い、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を別紙のとおり改正し、平成22年9月26日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。